

印西地区消防組合火災予防条例の改正概要

1 改正の経緯と目的

印西地区消防組合では、平成25年8月に京都府の福知山花火大会会場で発生した火災（※1）を踏まえ、催し（イベント）会場での安全確保を目的に、会場内で対象火気器具等（※2）を使用する場合の消火器の準備を義務付けるほか、消防機関が対象火気器具等を使用する露店や屋台などの開設を事前に把握するため開設の届出を義務付けました。また、屋外において大規模な催しを主催する者に対しては、催し会場での防火管理体制を強化するため、防火担当者の選任と火災予防上必要な業務計画の作成及び消防機関への提出を義務付けました。

※1 福知山花火大会で発生した火災

平成25年8月15日、京都府福知山市由良川河川敷にて、露店関係者が照明等の電源として使用する発電機に燃料を補給する際、ガソリン携行缶からガソリンが噴出し、火気設備に引火したことにより、死者3名、負傷者56名が発生した火災

※2 対象火気器具等

消防法施行令第5条の2第1項に規定する液体・固体・気体燃料を使用する器具や電気を熱源とする器具

例：コンロ、ストーブ、発電機

2 改正内容

（1）消火器の準備（第18条、第19条、第20条、第21条及び第22条関係）

対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者が集合する催し（※1）に際して使用する場合は、消火器（※2）の準備をした上で使用することが義務付けられました。

※1 多数の者が集合する催し

一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しであって、一定の社会的広がりを持つものを対象とします。なお、集合する範囲が個人的なつながりに留まる場合は対象外とします。対象外となるものは、相互に面識がある催しで、次の例による。

例：近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催する餅つき大会等

※2 消火器

準備する消火器は、消火器の技術上の規格を定める省令第1条の2第1号に規定する消火器（通常防災用品として販売されている消火器）が該当します。

（注）住宅用消火器やスプレー式の消火器は該当しません。

(2) 指定催しの指定（第42条の2関係）

消防署長は、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれのあるものを「指定催し」として指定することとなりました。

※ 大規模なものとして消防長が定める要件は、「人出予想が10万人を超え、かつ、主催する者が出店を認める露店、屋台その他これらに類するものの数が100店舗を超えるもの。」となります。（平成26年告示第11号）

(3) 屋外における催しの防火管理（第42条の3関係）

「指定催し」を主催する者は、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成するとともに、催しを開催する14日前までに当該計画を消防署へ提出することを義務付けました。

※ 防火担当者

資格についての特段の定めはありませんが、制度の趣旨を踏まえ、指定催しの関係者に対して火災予防上必要な業務に関し必要な指示等を行うことができる立場の者とする必要があります。

(4) 露店や屋台などの開設届出（第45条関係）

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催しに際して、対象火気器具等を使用する露店や屋台などを開設する場合は、消防署へ届け出ることを義務付けました。

(5) 罰則（第49条、第50条関係）

「指定催し」を主催する者で、火災予防上必要な業務に関する計画を消防署へ提出しなかった者に対し、罰則（30万円以下の罰金）を科すこととしました。

(6) 施行

この条例は、平成26年8月1日から施行されますが、第42条の2及び第42条の3に係る規定は、平成26年8月14日までに終了する催しには適用しません。

問い合わせ

消防本部予防課指導調査係 0476-46-9971